

障がい者手帳による割引制度について

障がい者手帳		割引対象者		割引率・割引方法			介護人について	適用等
種類	種別・等級	所持者	介護人	割引率	その他	小人		
身体障がい者手帳	第一種	○	○	5割引	降車時提示	○	第一種身体障がい者手帳所持者と同乗される方。	表紙が 赤色 の手帳を所持されている方 ☆高速バス・定期観光バスを含む全路線に適用します。 〔ただし、運賃以外に料金等が含まれる場合等お支払額が5割引とならないことがあります。〕
	第二種	○	×	5割引	降車時提示	○		
療育手帳	第一種またはA	○	○	5割引	降車時提示	○	第一種またはAの療育手帳所持者と同乗される方。	表紙が 緑色 (新様式)と 紫色 (旧様式)の手帳を所持されている方。 ☆高速バス・定期観光バスを含む全路線に適用します。 〔ただし、運賃以外に料金等が含まれる場合等お支払額が5割引とならないことがあります。〕
	第二種またはB	○	×	5割引	降車時提示	○		
精神障がい者手帳	第一級または12歳未満の精神障がい者	○	○	5割引	降車時提示	○	第一級精神障がい者手帳所持者または12歳未満の精神障がい者と同乗される方。	☆定期観光バスを含む全路線に適用しますが、原則として山口県内を乗降する場合に限ります。 ただし、都市間高速バス山口大学前・防府・徳山～広島線(広交観光運行便含む)はご乗車いただけます。 (山口県が発行した手帳をお持ちの方に限ります。)
	上記以外	○	×	5割引	降車時提示	○		

同伴幼児の運賃取扱いについて

1歳以上6歳未満の幼児に同伴者がいる場合、6歳以上の旅客1人につき幼児1人が無賃、幼児2人目から小人運賃を収受します。1歳未満の小児については全て無賃とします。

運送約款 第23条

当社は、旅客（6歳未満を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき1人を無賃とし、1才未満の小児については無賃とします。

例1) 大人1人 幼児2人（5歳・3歳）の場合



収受する運賃は、大人1人分、小人1人分です。

例3) 大人1人、小学生1人、幼児2人（5歳・3歳）の場合



収受する運賃は、大人1人分、小人1人分です。
※大人と小学生が同伴者になります。

例2) 大人1人、幼児2人（5歳・3歳）乳児1人（0歳）の場合



収受する運賃は、大人1人分、小人1人分です。
※1歳未満の小児については無賃です。

例4) 幼児2人（5歳・3歳）の場合



収受する運賃は、小人2人分です。
※2人とも6歳未満なので、同伴者として取り扱いません。